

# 安芸高田市行政改革 集中改革プラン

〔 安芸高田市行政改革大綱及び推進実施計画の抜粋 〕

「ト 輝く・安芸高田」の実現をめざして



平成18年 3月

広島県安芸高田市



# 目 次

	P
集中改革プランとは . . . . .	1
1 . 事務事業の再編・整理、廃止・統合 . . . . .	2
2 . 民間委託等の推進 . . . . .	5
(指定管理者制度の活用を含む)	
3 . 定員管理・給与の適正化 . . . . .	8
4 . 健全な財政運営の推進 . . . . .	11
5 . 地方公営企業等の経営の健全化 . . . . .	19
6 . 地方公営企業の経営改革 . . . . .	20
(水道事業、下水道事業)	
7 . 第三セクターの経営改革 . . . . .	24
(民法法人、商法法人、地方公社)	

## 集中改革プランとは

この集中改革プランは、平成 17 年度に策定した「安芸高田市行政改革大綱」及び「安芸高田市行政改革推進実施計画書」(実施期間 平成 17～21 年度)に基づいて進める具体的な取り組みのうち、平成 17 年 3 月に国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(実施期間 平成 17～21 年度)に沿って、集中的に取り組む主要課題を抽出したものです。

その具体的なポイントは、次のとおりです。

なお、推進体制、実施期間、進行管理及び公表等は、行政改革大綱で定めたとおりです。

- 1．事務事業の再編・整理、廃止・統合
- 2．民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- 3．定員管理・給与の適正化
- 4．健全な財政運営の推進
- 5．地方公営企業等の経営の健全化
- 6．地方公営企業の経営改革
  - 水道事業・・・上水道、簡易水道の各事業
  - 下水道事業・・・公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水 等
- 7．第三セクターの経営改革
  - 民法法人
  - 商法法人
  - 地方公社

## 1. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

### (1) 事務事業の精査・厳選

新たな行政課題を含めすべての事務事業については、従来の慣例等にとらわれることなく、「公共の関与の是非」を念頭に、「スクラップ・アンド・ビルド」や「サンセット方式」の考え方を導入し、その事務事業の必要性・優先度を、精査・厳選します。

とりわけ、複数の所属にまたがって類似または密接に関係している事務事業については、整理統合または、事務分担の明確化、情報の共有化等により、省力化や効率化を図ります。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
2101	行政評価制度の導入	行政が実施する事務・事業について、その有効性や効果を費用対効果、市民サービス等の面から、客観的な指標で評価する事務・事業評価制度を導入する。	H19

### (2) 市民と行政の適切な役割分担の構築

市民と行政の適切な役割分担を行う際には、市民の満足度を高める行政を推進していくため、「市の責任において実施する事業」、「市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して進める事業」及び「市民の責任と主体性によって実施する事業」等、市の関与の必要性や妥当性、市民の協力・主体性・責任の度合いを考慮し明確にします。

また、市民が主体となって計画に参画できる事業手法を確立し、市民との協働によるまちづくりを推進します。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
1101	住民自治組織の組織活動の拡充	地域振興推進員による指導助言、リーダー育成研修、職員研修などにより各地域振興組織の事務局体制の整備など組織活動の拡充を図る。	H17以降継続

### (3) 市民の意見を反映できる場の拡充

市民と行政との適切な役割分担を踏まえ、協働のまちづくりを進めていくために、地域づくり活動に取り組む組織の代表者等で構成する「安芸高田市まちづくり委員会」をはじめ、審議会、協議会等の設置、地域懇談会等の開催により、市民の意見を反映していく場を拡充するとともに、幅広い市民参加を促進します。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
1105	広報・広聴活動の充実	支所別懇談会、地域別懇談会及び団体懇談会の充実を図る。 ホームページからの代表メール事務処理対応の充実を図る。	H17以降継続
1106	審議会委員等の公募制導入の検討	審議会等の透明性を高めるとともに、市政の理解と参加を推進し、あわせて幅広い市民の意見を反映するため、他市の状況も調査研究しながら、有効性が認められる審議会等への委員等の公募制の導入について検討する。	H17以降継続

### (4) 情報公開制度の充実と説明責任の徹底

開かれた市政の実現を進めることを目的とした「安芸高田市情報公開条例」の運用の充実に努め、市政運営の透明性の向上と、積極的な市政情報の提供・共有化を図ります。

また、真に市民主体のまちづくりを推進する環境づくりのために、市民にわかりやすい行政情報の公開・説明に努めます。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
1201	情報公開制度の充実	情報公開制度を充実させるため、申請方法の簡素化などについて検討を行う。 また、情報公開制度について、市民への周知をさらに徹底させる。	H17
1202	会議の公開	審議会等の会議の公開について検討し、会議公開マニュアルを策定する。	H18
1203	ホームページ等の充実	市民等にあらゆる情報を公開するため、許認可にかかる申請書の掲載等、引続き内容の充実・強化に努め、各部署の行政推進状況をリアルタイムで公表する。	H17以降継続

1. 事務事業の再編・整理等の計画の公表要領

方 法

- ◆ 市広報誌
- ◆ H P

内 容

- ◆ 行政改革実施計画書

時 期

- ◆ 平成 17 年度後半

その他

- ◆ 個別の計画については、平成 18 年度以降。

( 5 ) 監査制度の充実

適正で効率的な行政運営の確保を図るとともに、公正の確保と透明性の向上をより推進し、市民の地方行政への信頼を高めるための、監査制度の充実について検討します。

具体的活動

分類 番号	項 目	概 要	実施 年度
1207	外部監査制度 の導入	監査機能の独立性・専門性を充実させるため、専門的な知識を有する者による個別外部監査導入について検討する。	H17 以降 継続 検討
1208	監査結果の公 表	監査結果及び改善措置をホームページで公表する。	H18 以降 継続

## 2. 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

### (1) 既存施設の統廃合及び効率的な運用

既存の公民館、図書館、保育所及び給食調理場等の公共施設については、その効率的・効果的な運営を図るため、施設の利用状況、他の施設との統合・共有の可能性、さらに施設の存続の適否等について、総合的な観点から検討し有効活用を図ります。

また、効果的活用とコスト削減を視野に入れ、指定管理者制度等の活用を検討すると共に、利用者の利便性向上をめざし、需要に応じた開館時間の見直しや利用手続きの簡素化を図ります。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
4105	指定管理者制度の推進	施設の管理運営について、制度の導入拡充を行う。	H18 以降 継続

#### 1. 指定管理者制度導入方針（導入のポイント）

利用者の公平な利用を確保し、サービスの向上が図られること。  
 公の施設の適切な維持及び管理を図り、管理にかかる経費の縮減が図られること。  
 指定する者は、管理を安定して行う物的・人的能力を有し、当該公の施設の性質又は目的を達成する十分な能力を有していること。

#### 2. 指定管理者制度導入計画目標

##### 18年度検討施設

施設の種別	施設数
◆ レク・スポーツ施設	4
◆ 産業振興施設	1
◆ 基盤施設	31
◆ 文教施設	6

##### 21年度までの検討施設

施設の種別	施設数
◆ 基盤施設	94

## (2) 集会所施設の適正管理

集会所その他類似施設の管理については、その規模や利用実態を考慮し、指定管理者制度の導入を検討するとともに、市民と行政との役割分担を明確にし、市民に委ねることが可能であり市民の利便性を高めるものについては、市民に委ねます。

### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
4112	基幹集会所等の管理	基幹集会所の振興会組織等による管理運営を推進する。 また、市全体の取組みとして、地域集会所を含めた管理主体を明確にする。	H18以降継続

### 参考

#### 公の施設の管理現況

区分	指定管理者制度導入施設数			業務委託実施施設数			全部直営施設数			計		
	管理人常駐	非常駐	計	管理人常駐	非常駐	計	管理人常駐	非常駐	計	管理人常駐	非常駐	計
レク・スポーツ施設	5	2	7	5	17	22	0	20	20	10	39	49
産業振興施設	6	1	7	2	3	5	0	9	9	8	13	21
基盤施設	0	17	17	9	170	179	1	35	36	10	222	232
文教施設	2	0	2	25	2	27	11	0	11	38	2	40
医療・社会福祉施設	9	0	9	5	0	5	0	0	0	14	0	14
その他	0	2	2	0	0	0	0	8	8	0	10	10
計	22	22	44	46	192	238	12	72	84	80	286	366

【直営管理とした理由】

- ・直営管理とした施設のほとんどが、小規模集会所施設（集会所）である。
- ・民間企業等の応募の可能性は皆無に等しい。
- ・自治会など地元住民組織等においても経費負担等についての懸念から、指定管理者となることに消極的であった。

### (3) 民間委託の推進とサービスの向上

市民の利便性、信頼性及び費用対効果等を十分勘案し、民間の専門性や効率性が発揮できると判断される事務事業については、民間委託を進めます。

また、既に民間委託等をしている事務事業についても、より効果的、効率的に推進できるよう見直しを図ります。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
5201	一部業務委託制度の拡充	一部業務委託の円滑な導入・推進と内容の拡充を図る。	H17以降継続

#### 参考

##### 事務等の民間委託等の現況

区分	全部委託	実施年度	一部委託	実施年度	全部直営	備考
本庁舎清掃		H16				平成16年 3月1日 (平成15年度) 安芸高田市発 足以降分
本庁舎夜間警備		H16				
し尿処理						
学校給食(調理)				H17		
学校給食(運搬)		H17				
学校用務員事務		H16				
水道メーター		H16				
道路維持補修・清掃等		H16				
ホームヘルパー派遣		H16				
在宅配食サービス		H16				
情報処理・庁内情報システム維持		H16				
ホームページ作成・運営				H16		
調査・集計						
総務関係事務 (給与、旅費、 福利厚生等)						

### 3. 定員管理・給与の適正化

#### (1) 行財政環境の変化に対応した定員管理

簡素で効率的な行政推進体制の整備をめざして、職員の能力・専門性及び業務の内容や量的確な把握に基づき、少数精鋭主義に徹した職員数の管理に努めるよう「定員適正化計画」の策定を進めます。

また、職員の退職補充については、新規採用を最低限にとどめ、人員及び経費の削減を図ります。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
3301	定員適正化計画の策定及び進捗管理	国が示した第8次定員モデル試算値を基に、現行の職員数と現行業務量、そして今後行われる事務権限移譲に伴う業務の増加分を考慮しつつ、職員定数の適正化を行う。	H17以降継続
3302	職員採用計画の策定	定員適正化計画策定とあわせて、今後自然減となる「団塊の世代」の定年退職者の補充職員及び障害者の採用計画（平成19年度開始）を策定する。	H17

#### 1. 定員適正化計画の主たる基本的考え方

安芸高田市行政改革大綱の内容を踏まえた、職種別の具体的な方針は、次のとおりとする。

職種別	具体的な方針
一般職	適材適所の職員配置に努め、退職者の補充は、退職者数の2割程度とする。
保育士	適正な職員数の管理に努める。
技能職	適正な職員数の管理に努める。
消防職	退職者の補充は、原則として完全補充とし、その手法は、転職などによるものとする。

組織・体制の見直し、事務事業の統廃合、民間導入等を含め総合的な検討を行う。

職員採用にあたっては、年度ごとの採用者数の平準化を図る。

少数精鋭による効率的な行政運営を推進する。

#### 2. 定員適正化計画の内容

##### 計画期間

平成17年度を初年度とし、平成26年度までの10年間とする。

##### 目標設定

国が、「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」で示した削減目標を踏まえ、本市の削減目標を設定する。

期間	削減数	削減率
平成17年4月1日～平成22年4月1日(5年間)	48名	9.4%
平成17年4月1日～平成27年4月1日(10年間)	124名	24.2%

## (2) 給与等の適正化

厳しい財政状況の中において、財政健全化を進める上で、給料及び諸手当の適正化を念頭に制度の見直しを進めます。

### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
3303	給料表の見直し	組織・機構の検討の際、職制の検討も行うこととなるが、当該職制とリンクし給料表の構造について、また水準等について社会情勢に適応した職員給与の適正化について検討を行う。	H17以降継続検討
3307 ～ 3309	諸手当の見直し	制度の主旨・今日的状況の中にあつて、支給要件及び支給額などが適正かどうか精査を行う。	H17以降継続検討
3311	旅費(日当・宿泊料等の額)の見直し	日当の支給範囲、額及び宿泊料の額について、類似団体の例を参考に精査を行う。	H17以降継続検討

### 1. 時限的な給与等の減額

平成17年4月1日から、次のとおり時限的に給料等の減額を実施する。

職種	減額率			
議会議員	5%			
市長	15%			
助役	10%			
収入役	7%			
教育長	7%			
一般職	1～2級	1%	3～8級	2%
消防職	1～3級	1%	4～9級	2%
技能職	1級	1%	2～3級	2%

平成17年12月1日から、給料表そのものの金額を全て0.3%減額し、上記減額率を、次のとおり改正する。

	改正前	改正後
減額率	1%	0.7%
	2%	1.7%

平成18年4月1日から、次のとおり時限的に管理職手当の減額を実施する。

職級	減額率	減額後の率
部長級	2%	10%
次長級		9%
課長級		8%

### 2. 新たな給料表

平成18年4月から職務と職責がより明確化された新たな給料表を導入する。引き続き、情勢の変化に適応した適正な給与制度となるよう見直しを継続する。

### 3. 管理職手当の見直し

平成 17 年 4 月から、管理職手当を次のとおり改正する。

職級	改正前	改正後
部長級	16%	12%
次長級	13%	11%
課長級	12%	10%

### 4. 一般職の旅費の見直し

平成 18 年 4 月から、日当の額について、県内外ともに現行の 2,200 円を 1/2 減額し 1,100 円に改正する。また、日当の非支給地域を設定する。

### 5. 定員・給与の公表要領

#### 方法

- ◆ 広報誌（概略）
- ◆ ホームページ
- ◆ 本庁及び支所における閲覧所設置

#### 内容

- ◆ 職員の任免及び職員数に関する状況
- ◆ 職員の給与の状況
- ◆ 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況
- ◆ 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ◆ 職員のサービスの状況
- ◆ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ◆ 職員の福祉及び利益の保護の状況
- ◆ その他、必要と認める事項

#### 時期

- ◆ 平成 17 年 12 月

#### その他

- ◆ 公表様式は、国に準拠する。

## 参考

### ■ 給与構造の改革の概要（人事院勧告）

#### 1. 給与構造の改革の基本的な考え方

俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行うもので、地域における公務員給与のあり方等を踏まえた見直しである。

職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功序列的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保する必要がある。

公務員給与は、職員の最も重要な勤務条件であり、その制度の基本は、民間との均衡を考慮し、市民の目から見て合理性・納得性を持つものであることに留意する必要がある。

#### 2. 具体的な内容

民間給与の低い地域を考慮して、給料表の水準を全体として平均 4.8% 引下げるとともに、若手の係員層については、引き下げを行わず、中高年齢層について 7% 引下げ、給与カーブをフラット化させる。

現行の調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給する。

また、現行の号俸を 4 分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入する。

## 4. 健全な財政運営の推進

### (1) 貸借対照表及び行政コスト計算書の活用

中期的な財政見通しや、貸借対照表（バランスシート）及び行政コスト計算書等を活用し、的確に財政状況とコストを把握し、重点的かつ効果的な財源配分と執行に努め、財政運営の健全化を進めます。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
2201	財政健全化計画の策定	長期総合計画に基づき策定する財政推計を踏まえ、財政健全化計画を策定する。	H18
2202	貸借対照表及び行政コスト計算書の作成・活用	市民にわかりやすい財務情報を提供するため、貸借対照表及び行政コスト計算書の作成について検討する。なお、実施に際しては、職員の研修を充実させ、効果的活用を図る。	H18 検討

### (2) 最少の経費による最大のサービス提供

将来の社会環境の変化を考慮し、長期的な視野に立って費用対効果の高い事業を選択し、最少の経費で最大のサービス提供に努めます。

### (3) 歳入の確保

自主財源の確保と税負担の公平性確保の観点から課税客体の的確な把握や滞納整理の強化に努め、一層の収納率向上を図ります。また、受益と負担の公平性確保の観点から使用料及び手数料について、長期にわたって改定していないものや、減免または無料としているものの精査を行い、適正な受益者負担を求めます。

多様化する市民ニーズや地方分権に伴う新たな事務事業に対応する新規財源の確保や既存財源の見直しを進め、自主財源の拡充に努めます。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
2207	使用料等の見直し	自主財源確保のため、受益者負担の原則に基づき、公共施設の使用料等について見直しを行うとともに、減免規定の見直しについても検討する。	H18 以降 継続
2208	負担金及び分担金の見直し（統一）	山腹崩壊事業、圃場整備事業、水道事業及び下水道事業等の負担金及び分担金の見直しを行う。	H19

2212	税等の収納率の向上	納付意識の希薄者には、差し押さえ及び各種行政サービスを制限することを検討し、収納率を向上させる。	H17 以降 継続
2213	収納方法の拡充	口座振替の利用推進。 コンビニエンスストア等での収納の導入を図る。	H18
4106	遊休未利用地の貸付・処分	遊休未利用地の利用計画を策定し、積極的に民間への貸付を推進するとともに、今後利用計画のないものは売却を検討する。	H17 以降 継続

#### (4) 歳出の抑制

歳出については、費用対効果、行政関与の必要性、市民の行政需要の観点から、過去の経緯や慣例にとらわれることなく、適正な事業評価を行い、徹底した見直しを行います。とりわけ新規に建設する施設にあっては、既存施設の有効活用、施設の機能、運営方法及びランニングコスト等について十分検討し、事業費総額を抑制します。

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
2209	負担金及び分担金の見直し	市町村合併による協議会負担金の見直し	H18
2211	公共土木施設整備に関する事業進捗の見直し	市の財政状況に応じた予算規模での事業執行を念頭に、各事業計画の見直しを行う。	H18
2214	施設の光熱水費の節減	光熱水費の節減について、一層の徹底を図る。環境対策の一環としても空調の設定を統一し、コスト軽減を図る。	H17 以降 継続
2216	消耗品等の節約	ミスコピー用紙の再利用を徹底し、コピー用紙削減の目標を設定する。会議資料等可能な限り両面印刷の徹底を図る。あわせて、使用する用紙規格の統一化を図る。(B版、A版 再生紙、普通紙) 軽易な通知文書等については、葉書を利用することを徹底する。 事務連絡や各市等に対する照会等において、FAX や Eメールが利用可能な場合は、極力これらを利用する。	H18 以降 継続
3201	組織・機構の整備計画の策定及び実施	地方分権に的確に対応でき、さらに多様なニーズに即応できる組織・機構の整備を図る必要がある。将来を見据えた組織・機構を想定し、それに向けた年次計画を策定する。	H18 以降 継続
3202	用度担当部署の設置	需用費の管理を一括して行う担当係を設置し、無駄な支出を抑える。	H18 以降
3211	時間外勤務の適正管理	時間外勤務の縮減を図るため、時間外勤務の運用管理と検証を徹底する。	H17 以降 継続

3301	定員適正化計画の策定及び進捗管理	国が示した第8次定員モデル試算値を基に、現行の職員数と現行業務量、そして今後行われる事務権限移譲に伴う業務の増加分を考慮しつつ、職員定数の適正化を行う。	H17 以降 継続
3302	職員採用計画の策定	定員適正化計画策定とあわせて、今後自然減となる「団塊の世代」の定年退職者の補充職員及び障害者の採用計画（平成19年度開始）を策定する。	H17
3303	給料表の見直し	組織・機構の検討の際、職制の検討も行うこととなるが、当該職制とリンクし給料表の構造について、また水準等について社会情勢に適應した職員給与の適正化について検討を行う。	H17 以降 継続 検討
3304 ～ 3309	手当の見直し	制度の主旨・今日的な社会状況の中にあって、支給要件及び支給額などが適正かどうか精査を行う。	H17 以降 継続 検討
3311	旅費（日当・宿泊料等の額）の見直し	日当の支給範囲、額及び宿泊料の額について、類似団体の例を参考に精査を行う。	H17 以降 継続 検討
4105	指定管理者制度の推進	施設の管理運営について、制度の導入拡充を行う。	H18 以降 継続
4107	施設の存続適否の検討	公共施設の統合・共有の可能性、存続の適否について総合的な観点から検討する。	H17 以降 継続
4112	基幹集会所等の管理	基幹集会所の振興会組織等による管理運営を推進する。 また、市全体の取組みとして、地域集会所を含めた管理主体を明確にする。	H18
4201	公用車総車両台数の削減	公用車の整備計画を策定し、老朽化の激しい車両の処分を行い、総車両台数の削減、稼働率の向上を図る。	H18 以降 継続
4202	公用車の小型化の推進	公用車の更新時において、軽自動車及び低公害車の導入を推進し、維持管理費の削減・環境負荷の低減を図る。	H17 以降 検討
4203	公用車維持管理費用の集中管理	維持管理費用を集中管理することにより、経費の必要性・緊急度を考慮した適正な支出を図る。	H17 以降 継続
5102	通送便の見直し	本庁及び支所間における通送便の便数及びコースの見直しを行い効率的な運用を図る。	H19
5104	庁舎の維持管理にかかる契約の見直し	旧町時代から随意契約を締結しているもののなかで、契約の性質、内容等からみて競争になじむものは競争入札に付し、経費の低減化を図る	H18
5105	各種業務委託等の契約の見直し	契約金額が少額の委託契約についても、1社に限定せず、他業者による履行の可能性を検討し、競争させることにより、契約金額の低減化を図る。	H18
5106	物品の発注の見直し	本庁、支所で共通して大量に消費しているものについては、一般競争入札による契約を導入した一括発注により経費の抑制を図る。	H18

5126	公営企業等への繰出金の精査	人件費を含め、公営企業等への繰出金の内容について精査し、独立採算主義を確立する健全化計画を策定する。	H17 以降 継続 精査
5127	一部事務組合への負担金の精査	一部事務組合の事務事業の効率化や経費の見直しを促進することにより、市の負担を軽減する。	H17 以降 検討
5128	「補助金等見直し基準（計画）」の策定	健全な財政運営を推進するため、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などの観点から補助金の見直し基準を策定する。	H18
5129	補助金交付検討機関の設置	補助金交付について、第三者機関による精査を行う。	H19
5201	一部業務委託制度の拡充	一部業務委託の円滑な導入・推進と内容の拡充を図る。	H17 以降 継続

## 1. 財政状況の分析（平成 17～21 年度 5 年間）

### 全般

◆ 現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 経常収支比率 90.4% 93.7% 94.4%</li> <li>➢ 起債制限比率 11.2% 11.8% 12.4%</li> <li>➢ 公債費比率 16.7% 17.8% 18.8%</li> <li>➢ 財政調整基金現在高 1462 百万円 1313 百万円 894 百万円 見込み 1018 百万円</li> <li>➢ 財政指標はいずれの数値も悪化しており、財政構造は近年急速に悪化しているのが現状である。</li> <li>➢ 平成 20 年度以降公債費が急速に増加することから、このままの財政構造だと毎年 5 億円以上の財源不足が予想される。</li> </ul>
◆ 5 年後の状況及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成 16 年 3 月 1 日に高田郡六町が合併したことから、合併効果を最大限生かし、より一層簡素で効率的な財政運営の構築を目指す。</li> <li>➢ 市民の行政需要や事業効果の観点から事務事業の抜本の見直し、交付税などの歳入の減を踏まえた歳出の抑制、経費の節減合理化を図る。また、新市建設計画の理念をふまえた、事業の優先度やまちづくり、地域づくりを慎重に考慮した厳正な施策選択と財源の重点配分を行い安定した財政運営を目標とする。</li> </ul>

### 歳入構造

◆ 現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成 16 年度の財政力指数は、0.316 と、類似の市と比べ非常に脆弱な財政状況にある。基金保有額も少なく余裕財源に乏しい状況下にある。</li> </ul>
◆ 5 年後の状況及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自主財源に乏しく、また、現在地方債残高は類似の団体と比較して多額であることから、プライマリーバランスを考慮し、将来の負担となる地方債に頼らない財政運営を図る。</li> <li>➢ 受益者負担の原則を再認識し、使用料、分担金等の適正化を図る。</li> </ul>

### 歳出構造

◆ 現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 類似団体と比較すると、歳出に占める人件費、物件費、公債費の割合が非常に高い状況にある。又、投資的経費についても、類似の市と比べて非常に多額である。</li> </ul>
◆ 5 年後の状況及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 職員定員管理適正化計画の厳正な実行による一般職員数の減。</li> <li>➢ 建設事業等については費用対効果、行政関与の必要性、市民の行政需要の観点から、過去の経緯や慣例にとらわれることなく適正な事業評価を行い、徹底的に見直しを行なう。</li> </ul>

### 合併建設計画へのスタンス

◆ 現状分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新市建設計画(合併建設計画)総事業費 199.3 億円(特例債充当事業)</li> <li>➢ 合併特例債発行限度額 215.5 億円 発行予定額 163 億円</li> </ul>
◆ 5 年後の状況及び目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 合併建設計画に掲げた重点事業(第 2 庁舎、複合文化ホール、葬斎場建設)を最優先し、その他の事業については財政状況を考慮し、慎重に対応する。</li> </ul>

2. 今後の財政収支見通し（平成 17～21 年度 5 年間）

前提条件

- ◆ 対象とする会計は、一般会計、コミュニティプラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計とする。
- ◆ 平成 17 年度数値は、最終予算ベースとする。
- ◆ 平成 18 年度数値は、当初予算ベースとする。
- ◆ 項目及び前提条件は、次表のとおりとする。

【歳入】

（ 数字：年度）

項目	前提条件
地方税	市民税： 個人市民税の定率減税半減分反映 以降乗率対前年 0.1% 増 個人市民税の定率減税廃止分反映 固定資産税 以降乗率対前年 0.1% 増 軽自動車税 以降乗率対前年 0.1% 増 タバコ税 以降乗率対前年 0.1% 増 入湯税 以降乗率対前年 0.1% 増
地方譲与税	以降乗率対前年 0.1% 増
交付税	普通 合併算定替措置 以降対前年 1% を想定 特別 ~ まで合併包括措置 ~ 通常配分ベース
交付金	以降定率減税廃止による減額を反映
分担金・負担金	以降乗率対前年 0.1% 増
使用料・手数料	以降同額
国庫支出金	以降乗率対前年 0.1% 増
県支出金	以降乗率対前年 0.1% 増
財産収入	以降乗率対前年 0.1% 増
寄付金	算定なし
繰入金	以降基金果実運用分のみ計上
繰越金	以降同額
諸収入	以降同額
地方債	・事業計画に基づき、合併特例債等有利な起債を活用 ・臨時財政対策債は、以降も制度継続と見込む

【歳出】

（ 数字：年度）

項目	前提条件
人件費	以降現行制度で算定、退職による減要因を反映
扶助費	以降推計値 対前年 2.0% 増
公債費	既発債：実額 新発債：利率 1.2～2.0% で試算
物件費	以降同規模で推移 以降、第二庁舎・ホール維持管理経費を加算
維持補修費	以降同規模で推移
補助費	以降同規模で推移
その他	・貸付金等 以降同規模で推移 ・繰出し金 以降推計値
投資的経費	・事業計画に基づき試算

財政健全化計画の策定に向けて、市の財政状況に応じた予算規模での事業執行を念頭に、各事業計画の調整を行い、平成 17 年度の決算数値が確定した時点で、再度「今後の財政収支見通し」の見直しを行うこととする。

今後の財政収支見通し(平成18年3月現在)

(最終予算) (当初) (単位:百万円)

歳入	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
市税等	12,896	12,554	12,371	12,295	12,221
地方税	3,267	3,218	3,275	3,279	3,282
地方譲与税	388	516	517	517	518
交付税	9,241	8,820	8,579	8,499	8,421
交付金	640	638	638	638	638
その他の収入	5,805	4,270	3,401	3,404	3,438
分担金・負担金	287	150	150	151	151
使用料・手数料	469	622	622	622	653
国庫支出金	1,372	979	980	981	982
県支出金	2,642	1,457	1,346	1,347	1,349
財産収入	45	20	20	20	20
その他の収入	990	1,042	283	283	283
地方債	3,927	3,265	3,401	3,106	1,976
<b>歳入総額</b>	<b>23,268</b>	<b>20,727</b>	<b>19,811</b>	<b>19,443</b>	<b>18,273</b>

歳出	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
義務的経費	10,078	9,999	9,881	9,897	9,787
人件費	4,487	4,380	4,298	4,245	4,152
扶助費	1,657	1,635	1,668	1,701	1,735
公債費	3,934	3,984	3,915	3,951	3,900
物件費	3,166	2,898	2,923	2,948	2,948
維持補修費	214	139	139	139	139
補助費等	2,006	1,590	1,590	1,590	1,590
その他の経費	2,639	2,493	3,106	3,098	3,161
投資的経費	5,165	3,608	3,619	3,436	2,251
<b>歳出総額</b>	<b>23,268</b>	<b>20,727</b>	<b>21,258</b>	<b>21,108</b>	<b>19,876</b>

行財政改革などの取組を行わない場合

歳入総額 - 歳出総額	0	0	1,447	1,665	1,603
-------------	---	---	-------	-------	-------

集中改革プランなどの取組後

財源不足解消に向けた取組					
集中改革プランに基づく削減目標額			1,364	1,643	1,195
基金の取り崩しによる対応			83	22	408
<b>対策後の不足額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

1 年度末基金残高(財調+減債) 1,113 614 531 509 101

2 平成17.18年度の効果額は予算に措置済

### 3. 財政目標効果額（平成 17～21 年度 5 年間）

(単位:百万円)

項 目	財政効果額	財政効果額の内容	効果額(年度別計画額)					
			17	18	19	20	21	
歳入								
超過課税の実施、法定外税新設								
税の徴収対策	50	平成16年7月 税・使用料・貸付金収納対策本部を設置。	10	10	10	10	10	
使用料・手数料の見直し	52	使用料条例改正による児童館、児童クラブ保護者負担金の徴収。		13	13	13	13	
未利用財産の売り払い等		安芸高田市売払財産選定委員会で未利用財産の売り払いについて協議						
その他								
計	102		10	23	23	23	23	
歳出								
職員削減	570		40	90	108	148	184	
うち退職者の不補充	570	退職者と採用者の差による削減効果を見込む。	40	90	108	148	184	
うち嘱託職員等の活用を除いた分	0							
職員								
給料	40	一般職職員の給与カット分、カット率 1～2%。平成17年度のみの特限措置。	40					
手当	67	制度改正による管理職手当の減額措置。16%・12%・13%・11%・12%・10%	27	10	10	10	10	
三役等特別職								
給料	6	17,18年度の給料減額措置。市長 15%、助役 10%、収入役・教育長 7%	3	3				
手当	4	給料減額措置に伴う期末手当影響額	2	2				
議員								
報酬	8	17,18年度の議員報酬一律5%カット。	4	4				
手当	4	一律5%カットに伴う期末手当影響額。	2	2				
計	129		78	21	10	10	10	
その他	19	職員互助会への単独補助金見直し。補助単価の削減。	3	4	4	4	4	
小 計	718		121	115	122	162	198	
組織の統廃合	0							
民間委託による事務事業費削減	0							
うち指定管理者制度導入によるもの	0							
施設等維持費の見直し	2,894	物件費、維持補修費の削減。	53	297	591	857	1,096	
補助金等の整理合理化	1,259	17年度からの単独補助金の見直し。	147	206	254	302	350	
内部管理経費の見直し	80	旅費日当の支給についての見直しと内部管理経費の更なる削減。	0	8	16	24	32	
その他事務事業の整理合理化	0							
その他	360	シーリング設定による消耗品費の対前年一割カット	36	61	75	88	100	
計	4,593		236	572	936	1,271	1,578	
合 計	5,413		367	710	1,081	1,456	1,799	
投資的経費の見直し	2,501	事業進捗調整(事業費ベース)	1,921	1,350	972	1,258	842	
再 計	7,914		1,554	2,060	2,053	2,714	2,641	

## 5. 地方公営企業等の経営の健全化

### (1) 公営企業等への繰出金及び一部事務組合への負担金の抑制

公営企業については、独立採算制の観点から一層健全な経営に努めます。

特別会計についても、事務事業の効率化や経費の見直し、また、受益者負担の適正化により、繰出金の抑制を図ります。

また、一部事務組合については、事務事業の効率化や経費の見直しを促進し、市の負担の軽減に努めます。

### (2) 第3セクターへの委託金及び外郭団体等の補助金・負担金の精査

第3セクター・外郭団体等については、社会情勢や行政を取り巻く環境の変化に応じて、団体と緊密な連携を堅持し、常に情報の公開等透明性を確保されるよう適切な行政関与に努めます。

また、経営状況の分析及び評価を行い、健全な経営に向けた改革・改善について指導します。

#### 具体的活動

分類 番号	項 目	概 要	実施 年度
5126	公営企業等への繰出金の精査	人件費を含め、公営企業等への繰出金の内容について精査し、独立採算主義を確立する健全化計画を策定する。	H17 以降 継続 精査
5128	「補助金等見直し基準(計画)」の策定	健全な財政運営を推進するため、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などの観点から補助金の見直し基準を策定する。	H18
5129	補助金交付検討機関の設置	補助金交付について、第三者機関による精査を行う。	H19

## 6. 地方公営企業の経営改革

### 水道事業

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
2207	水道料の見直し（使用料等の見直し）	自主財源確保のため、受益者負担の原則に基づき、水道料金を見直しを行う。	H20
2213	収納方法の拡充	口座振替の利用推進。 コンビニエンスストア等での収納の導入を図る。	H18 以降 継続
5113	水道事業中期経営計画の策定	水道事業が抱える問題を整理し、経営の基本方針、目的達成に向けた効率的な経営の具体化や適正な料金設定等、経営計画を策定する。	H17 H18
5203	水道施設管理の委託	民間活力の活用や行財政経営の改善のため、現在一部業務委託を導入している水道施設の管理を包括的に民間委託することを検討する。	H19 以降

#### 1. 安芸高田市水道事業中期経営計画

計画策定に際しての検討課題

- ◆ 民間的経営手法の導入
- ◆ 指定管理者制度、PFI事業、民間委託等
- ◆ 収益増加への取組
  - 組織、体制の見直し

#### 2. 定員管理の適正化

適正化目標の基本的考え方

- ◆ 今後の事業計画を勘案し、退職者補充の考え方を整理する。
- ◆ 権限移譲に伴う事務事業の再整理及び組織体制の見直しを行う。

適正化目標の設定の仕方

- ◆ 退職者補充については、施設整備と民間委託の進捗を踏まえ検討する。

### 3. 給与の適正化

今後の給与の適正化目標

- ◆ 全体の給与制度の中でしかるべき措置の必要なものについて、その適正化を図る。

諸手当の適正化

- ◆ 制度の趣旨、支給要件、支給額等についての見直し。
- ◆ 特に、水道料金等の徴収事務・給水の停止業務に従事した場合、特殊勤務手当の支給規定があるが、これまで実績はなく廃止について検討する。
  - 平成 18 年度検討

給与の水準

- ◆ 国公行（一）準拠の是非、初任給格付、使用級などの制度全般  
給料表の適正化
- ◆ 国公行（一）準拠の是非、初任給格付、使用級などの制度全般

### 4. 定員管理・給与の適正化の公表要領

方法

- ◆ 広報誌（概略）ホームページ
- ◆ 本庁及び支所における閲覧所設置

内容

- ◆ 職員の任免及び職員数に関する状況
- ◆ 職員の給与の状況
- ◆ 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況
- ◆ 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ◆ 職員のサービスの状況
- ◆ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ◆ 職員の福祉及び利益の保護の状況
- ◆ その他、必要と認める事項

時期

- ◆ 平成 17 年 12 月

その他

- ◆ 公表様式は、国に準拠する。

### 5. 経費節減等の財政目標効果額

未収金の徴収対策

- ◆ 督促状、催告書、電話催告、訪問徴収、給水停止予告、休止停止の執行により、過年度分を徴収する。
  - 平成 17 年度 効果額 13,000 千円 / 年度
  - 平成 18 年度以降 効果額 9,000 千円 / 年度

料金等の見直し

- ◆ 平成 18 年度までに策定する中期経営計画により適正料金等を設定する。
  - 平成 20 年度実施

その他

- ◆ 漏水調査の徹底を図り、有収率の向上を図る。
  - 平成 17 年度以降継続
  - 効果額 1,400 千円 / 年度（5 年間の効果額 24,500 千円）
- ◆ 口座振替納付者に対する領収書の発行の停止。
  - 効果額 3,500 千円 / 年度
- ◆ 当面の措置として、全給水区隔月検針、隔月調定に統一する。このことにより、検針委託料、郵送料及び口座振替手数料の減額を見込む。
  - 平成 18 年度以降継続（中期経営計画策定までの当面の措置）

効果額 3,300 千円 / 年度（5 年間の効果額 16,500 千円）

## 下水道事業

### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
2207	使用料等の見直し	自主財源確保のため、受益者負担の原則に基づき、公共施設の使用料等について見直しを行うとともに、減免規定の見直しについても検討する。	H19
2213	収納方法の拡充	口座振替の利用推進。 コンビニエンスストア等での収納の導入を図る。	H18 以降 継続
5114	下水道事業の経営の見直し	下水道事業の公営企業としての経営の効率化を追求し、適正な料金設定を行う。	H18
5115	下水道計画の見直し	生活排水処理計画の策定にあわせ、下水道計画の見直しを行い、各処理区における課題の整理と今後の方針を再構築する。	H17 以降 継続

#### 1. 下水道事業の経営の見直しによる経営の効率化

##### 検討課題

- ◆ 民間的经营手法の導入
  - 民間委託等
  - 委託業務の形態で、「性能発注」の考え方が合特法で可能か検討する。
    - ・平成 18～19 年度検討
- ◆ 収益増加への取組
  - 加入促進と滞納整理事務を充実させる。(料金収入の確保)
    - ・平成 18～19 年度検討
- ◆ 組織、体制の見直し
  - 支所職員の本庁集中化について検討する。
    - ・平成 18 年度検討

#### 2. 定員管理の適正化

##### 適正化目標の基本的考え方

- ◆ 今後の事業計画を勘案し、退職者補充の考え方を整理する。
  - ◆ 権限移譲に伴う事務事業の再整理及び組織体制の見直しを行う。
- ##### 適正化目標の設定の仕方
- ◆ 退職者補充については、施設整備と民間委託の進捗を踏まえ検討する。

### 3. 給与の適正化

#### 今後の給与の適正化目標

- ◆ 全体の給与制度の中でしかるべき措置の必要なものについて、その適正化を図る。

#### 諸手当の適正化

- ◆ 制度の趣旨、支給要件、支給額等についての見直し。
- ◆ 特に、下水道料金等の徴収事務に従事した場合、特殊勤務手当の支給規定があるが、これまで実績はなく廃止について検討する。
  - ・平成 18 年度検討

#### 給与の水準

- ◆ 国公行（一）準拠の是非、初任給格付、使用級などの制度全般

#### 給料表の適正化

- ◆ 国公行（一）準拠の是非、初任給格付、使用級などの制度全般

### 4. 定員管理・給与の適正化の公表要領

#### 方 法

- ◆ 広報誌（概略）ホームページ
- ◆ 本庁及び支所における閲覧所設置

#### 内 容

- ◆ 職員の任免及び職員数に関する状況
- ◆ 職員の給与の状況
- ◆ 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況
- ◆ 職員の分限及び懲戒処分の状況
- ◆ 職員のサービスの状況
- ◆ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ◆ 職員の福祉及び利益の保護の状況
- ◆ その他、必要と認める事項

#### 時 期

- ◆ 平成 17 年 12 月

#### その他

- ◆ 公表様式は、国に準拠する。

### 5. 経費節減等の財政目標効果額

#### 未収金の徴収対策

- ◆ 督促状、催告書、電話催告、訪問徴収の執行により、過年度分を徴収する。
  - 効果額 1,900 千円 / 年度

#### 料金の見直し等

- ◆ 平成 18 年度において統一料金を設定する。

#### その他

- ◆ 徴収月の統一による手数料の削減。
  - 効果額 500 千円 / 年度（5 年間の効果額 2,500 千円）

- ◇ 地方公営企業である「水道事業及び下水道事業」の職員は、市職員をもって充てており、定員・給与関係等の取り組みについては、市長部局において総合的に実施する。

## 7. 第三セクターの経営改革

### 民法法人

#### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
5116	第三セクター等健全化計画に基づく行政指導の強化	「第三セクターに関する指針の改定について(平成15年12月12日総務省自治財政局長)」に基づき、監査及び情報公開の充実に努めつつ、第三セクター等健全化計画に基づき、短期的取組みと中期的取組みとに区分し行政指導を強化する。 とりわけ、事業目的の達成が困難であり、経営状況が著しく悪化した法人については、抜本的な整理を行う。	H17以降 継続実施

#### 1. 監査・点検評価・情報公開の体制等

##### 監査体制

- ◆ 平成19年度までに4半期ごとの監査を行う等、チェック機能を充実させる。  
(財団法人 安芸高田市地域振興事業団、財団法人 八千代町開発公社)
- ◆ 人件費相当分を公金支出しているため、決算監査においては支出項目を重点的にチェックする。  
(財団法人 安芸高田市農林業振興公社)

##### 点検評価体制

- ◆ 平成19年度までに評価体制を確立する。  
(財団法人 安芸高田市地域振興事業団、財団法人 八千代町開発公社)
- ◆ 毎年度の経営状況の分析及び評価を行い、点検評価体制の充実に図る。  
(財団法人 安芸高田市農林業振興公社)

##### 情報公開の内容

- ◆ 財務諸表の概要
  - 出資法人は全て市議会へ報告するよう取り組む。
- ◆ 財政支援の状況・必要性・今後の見通し
  - 一層の経営努力と効率的な運営により、市の負担軽減を図る。
- ◆ 点検評価の実施状況
  - 平成19年度までに評価体制を確立する。

#### 2. 役職員と給与の見直し

##### 給与・就業体制の構築

- ◆ 公益の確保を目指すものの、より低コストで効率的な運営を推進するため、業務実態に合致した給与・就業体制を構築する。  
(財団法人 安芸高田市地域振興事業団、財団法人 八千代町開発公社)

具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
5116	第三セクター等健全化計画に基づく行政指導の強化	「第三セクターに関する指針の改定について(平成15年12月12日総務省自治財政局長)」に基づき、監査及び情報公開の充実に努めつつ、第三セクター等健全化計画に基づき、短期的取組みと中期的取組みとに区分し行政指導を強化する。 とりわけ、事業目的の達成が困難であり、経営状況が著しく悪化した法人については、抜本的な整理を行う。	H17以降継続実施

その他の具体的な取り組み

1. 監査・点検評価・情報公開の体制等

監査体制

- ◆ 平成19年度までに4半期ごとの監査を行う等、チェック機能を充実させる。  
(株式会社 神楽門前湯治村、株式会社 虹の農場、株式会社 こうだ21)

点検評価体制

- ◆ 平成19年度までに評価体制を確立する。  
(株式会社 神楽門前湯治村、株式会社 虹の農場、株式会社 こうだ21)

情報公開の内容

- ◆ 財務諸表の概要
  - 出資法人は全て市議会へ報告するよう取り組む。
- ◆ 財政支援の状況・必要性・今後の見通し
  - 一層の経営努力と効率的な運営により、市の負担軽減を図る。
- ◆ 点検評価の実施状況
  - 平成19年度までに評価体制を確立する。

2. 役職員と給与の見直し

給与・就業体制の構築

- ◆ 公益の確保を目指すものの、より低コストで効率的な運営を推進するため、業務実態に合致した給与・就業体制を構築する。

3. 統廃合等の見直し

解散団体

- ◆ 株式会社八千代タウン開発の早期解散にむけ取り組む。

## 地方公社

### 具体的活動

分類番号	項目	概要	実施年度
5117	土地開発公社の経営の見直し	土地開発公社が所有する土地の有効処分を進める。	H17以降継続実施

#### 1. 公有地の処分

次の公有地の処分について、積極的に取り組みを進める。

名称	保有地(m <sup>2</sup> )	処分予定年度等
市営住宅用地造成事業(公有地)	1,588	平成17年度
上甲立住宅団地造成事業(未成土地)	5,999	未定
親水公園整備事業(公有地)	886	(処分計画を平成19年度までに策定する。)
尾原地区農村広場取得事業(公有地)	430	

## 参考

### 第三セクター一覧

区分	名称	主な業務内容	設立年	資本金 基本財産 (千円)	出資金額及び構成比率				役員	職員	計
					市		その他				
					金額 (千円)	比率 (%)	金額 (千円)	比率 (%)			
民法 法人	財団法人 安芸高田市 地域振興 事業団	施設管理受託(運動公園・サッカー公園・社会体育施設・資料館)、まちづくり事業、埋蔵文化財調査発掘事業、特産品開発事業等	平成5年	80,000	80,000	100.0	0	0.0	12	3	15
	財団法人 八千代町 開発公社	土師ダム周辺施設の管理受託(ダム湖畔の環境整備・宿泊・浴場施設・スポーツ施設・貸自転車等)	昭和44年	1,000	1,000	100.0	0	0.0	13	12	25
	財団法人 安芸高田市 農林業 振興公社	集落営農の推進、農作業の受委託あっせん業務、農地保有合理化事業の推進、都市住民との交流促進に関する事業、広島県内の伝統野菜栽培の研究	平成16年 (前身の向原町農業公社は平成元年)	30,000	15,000	50.0	15,000	50.0	25	4	29
商法 法人	株式会社 八千代 タウン開発	ショッピングセンターフォルテの運営、フォルテホール、会議室の施設管理受託	平成4年	346,000	169,300	48.9	176,700	51.1	9	1	10
	株式会社 神楽門前 湯治村	神楽門前湯治村、道の駅施設管理受託	平成8年	40,000	20,000	50.0	20,000	50.0	11	20	31
	株式会社 虹の農場	農畜産物等の加工販売、施設の管理受託	平成8年	10,550	5,500	52.1	5,050	47.9	7	0	7
	株式会社 こうだ21	甲田駅施設管理受託	平成10年	11,900	3,000	25.2	8,900	74.8	7	0	7
	安芸高田 アグリフーズ 株式会社	農畜産物の加工販売	平成17年	30,000	11,300	37.7	18,700	62.3	5	1	6
地方 公社	安芸高田市 土地 開発公社	公有地拡大推進法第17条による業務(公共用地、公用地等の取得、管理、処分等)	昭和58年	10,000	10,000	100.0	0	0.0	15	6	21